

保険医療機関及び保険医療養担当規則等に基づく揭示事項

2025 年 4 月 1 日

富山市立富山まちなか病院

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（昭和 32 年厚生省令第 15 号）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）等に基づく揭示事項は下記のとおりです。

なお、記載されている金額は、消費税法により非課税とされるものを除き、全て税込金額です。

1 保険医療機関

当院は、健康保険法の規定に基づき指定を受けた保険医療機関です

2 食事療養

- ① 管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前 7 時 30 分、昼食：正午、夕食：午後 6 時）、適温で提供しています。
- ② 各病棟に食堂を設置しており、可能な方については、食堂で食事を提供するように努めています。
- ③ 入院中の食事にかかる費用は、1 食につき定額の標準負担額（490 円）をお支払いいただきます。なお、減額認定を受けている方は、減額認定証を提示してください。

3 保険外併用療養

(1) 室料差額（差額ベッド料）

患者さんの希望により特別室、個室及び 2 人室をご利用の際は、室料差額（差額ベッド料）を負担していただきます。（料金等は別掲のとおりです。）なお、3 人室以上の利用の方は、特別の負担はありません。

(2) 180 日超入院

一般病棟に 180 日を超えて入院された場合、入院料の一部が自己負担になります。ただし、厚生労働大臣が定める状態にある方は除きます。

地域包括ケア病棟入院料 1 を算定する病棟の場合の 180 日超入院に係る自己負担額は、1 人 1 日あたり 1,010 円です。

4 入院基本料に関する事項

- ① 病棟においては、1日に最低14人以上の看護職員が勤務しております。
- ② 病棟においては、1日に最低5人以上の看護補助者が勤務しております。

5 地方厚生(支)局長への届出事項

厚生労働大臣が定める施設基準及び入院時食事療養費基準を満たすものとして東海北陸厚生局長へ届け出た事項は下記のとおりです。

1	地域包括ケア病棟入院料 1
2	入院時食事療養 (I)・入院時生活療養 (I)
3	感染対策向上加算 3
4	連携強化加算
5	サーベイランス強化加算
6	医療安全対策加算 2
7	医療安全対策地域連携加算 2
8	認知症ケア加算 3
9	看護職員配置加算
10	看護補助体制充実加算 2
11	看護職員夜間配置加算
12	データ提出加算 1
13	入退院支援加算 1 イ
14	医療 DX 推進体制整備加算
15	糖尿病合併症管理料
16	検体検査管理加算 (II)
17	CT 撮影及び MRI 撮影 (16 列以上 64 列未満)
18	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (電池交換含む。)
19	がん性疼痛緩和指導管理料
20	外来化学療法加算 2
21	ヘッドアップティルト試験
22	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
23	糖尿病透析予防指導管理料
24	胃瘻造設術 (医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術)
25	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
26	持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
27	脳血管疾患等リハビリテーション (III)
28	廃用症候群リハビリテーション (III)
29	運動器リハビリテーション料 (II)

30	呼吸器リハビリテーション（I）
31	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
32	在宅療養支援病院（強化型以外）
33	外来・在宅ベースアップ評価料（I）
34	入院ベースアップ評価料 64
35	二次性骨折予防継続管理料 2
36	二次性骨折予防継続管理料 3
37	遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）
38	がん治療連携指導料

6 明細書の発行状況

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる「診療明細書」を無料でお渡ししています。この「診療明細書」には、使用した薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されています。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

7 保険外負担

当院では、以下の項目について、使用量や利用回数などに応じて実費の負担をお願いしています。また、文書料（診断書及び証明書）、健康診断・人間ドック及び各種予防接種の料金は別掲のとおりです。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っていません。

以上